

令和7年度27回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和7年12月22日
開催場所 市長公室
開始時間 午後 1時30分
終了時間 午後 3時00分

庁議内容

- | | | |
|-------|---|---------------------|
| 付議 | 1 | 第3次国立市健康増進計画素案について |
| 付議 | 2 | 組織改正（令和8年4月実施）について |
| その他報告 | 3 | 会派公明党から提出された要望書について |

出席者（15名）

庁議メンバー (15名)	市長 副市長 まちづくり政策監 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長
-----------------	--

代理出席者
(0名)

【付議】

- 第3次国立市健康増進計画素案について
説明員：保健センター担当課長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
- 組織改正（令和8年4月実施）について
説明員：行政改革・情報政策担当課長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【その他報告】

- 会派公明党から提出された要望書について
説明員：政策経営課長
<内容>
会派公明党から提出された要望書について説明があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和7年12月22日開催）

付議事案名：第3次国立市健康増進計画(素案)について

提案課 健康まちづくり戦略室

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

--

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
「第5回国立市民の健康に関する意識・実態調査」を令和6年度に実施し、2次計画の評価及び3次計画の資料を得たうえで、令和7年8月より4回開催した「健康増進計画審議会」で議論を重ねたところである。このたび「第3次国立市健康増進計画（素案）」として庁内合意を得るため、庁議に付議する。

2. 経過及び現状
本計画は、健康増進法（平成15年5月1日施行）第8条第2項に基づく市町村計画である。第2次国立市健康増進計画（平成28年2月策定）については、コロナ禍や「健康まちづくりプラン」の策定を経て計画期間を1年延長したが、令和8年3月に終期を迎えるため、「第3次国立市健康増進計画」を策定するものである。

3. 具体的な措置
「第3次国立市健康増進計画（素案）」については、今後パブリックコメントを実施する。その意見をもとに修正したのち、健康増進計画審議会で改めて協議を行う。審議会より「第3次国立市健康増進計画（案）」として答申いただき、計画策定とする。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見】
・特になし

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和7年12月22日開催）

付議事案名：組織改正（令和8年4月実施）について

提案課 政策経営部政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
- ② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
令和8年4月1日付けで、市長の政策を推進するために当面の間必要な組織の変更を行うため、庁議に付議するものである。

2. 経過及び現状
・令和7年7月30日 「組織改正（令和8年4月施行）の検討について」庁議付議
・令和7年8月～ 各課へのヒアリング及び調整

3. 具体的な措置
庁議決定後、関連例規の改正を行い、令和8年4月1日から施行するとともに、次の組織改正に向けた検討を開始する。なお、定員管理計画については別途調整・決定する。

2. 集約

原案の内容で確認し、引き続き各所管課とより詳細な調整を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】
・組織改正によって、文書法制課は200時間以上事務処理に要する時間が増加する見込みである。
⇒今後、担当課と人員調整を含め課題を整理し、調整を図る。